

足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受け、価格転嫁が困難な足立区内の中小運輸事業者を支援するため、当該年度における事業に対し足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することで、当該中小運輸事業者の負担を軽減することを目的とするとともに、当該支援金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小運輸事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業者のうち、運輸業を主たる事業として営むもの（資本金3億円以下の法人又は従業員数300人以下の法人若しくは個人事業主に限る。）をいう。

(支援金対象者)

第3条 支援金の申請ができる中小運輸事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げる事業のいずれかにつき、国土交通大臣による許可を受け、又は国土交通大臣に届出を行っているものであること。
 - (ア) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業
 - (イ) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業
- (2) 足立区内の営業所等で前号に掲げるいずれかの事業（以下「事業」という。）を行うことにつき、国土交通省関東運輸局東京運輸支局の登録を受けていること。
- (3) 足立区内で事業を第5条に定める申請時（以下「申請時」という。）から遡って1年以上継続して営む個人事業主又は法人（商業登記において、本店の住所を足立区内としている者に限る。以下同じ。）であり、今後も当該事業を継続する意思があること。
- (4) 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- (5) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (7) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める公共法人でないこと。
- (8) その他別に申請要領に定める要件を満たすこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条の支援金対象者が行う事業の年間売上高（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間のうち、直近の1年間における売上高をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定める額とする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに次に掲げる書類により区長に申請しなければならない。

- (1) 足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書（様式第1号）
- (2) 足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第2号）

- (3) 事業に係る許可又は届出を証する写し

2 前項の規定に加え、申請者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める書類を区長に提出しなければならない。ただし、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間のうち、直近のものとする。

- (1) 個人事業主 確定申告書のうち第一表（e-Taxで申請した場合における税務署からの受信メールも含む。）
- (2) 法人 履歴事項全部証明書（本店所在地の表記があるもの）及び確定申告書のうち別表一・法人事業概要説明書（e-Taxで申請した場合における税務署からの受信メールも含む。）

3 前項の場合において、確定申告書等を書面で提出した申請者は、次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

- (1) 確定申告書等を税務署が收受した事実を証するリーフレット（税務署が交付するもので、当該確定申告書等を收受した日付及び税務署名が記載されていること。）
- (2) 申告書等情報取得サービスを利用した税務署への提出年月日入りの申告書
- (3) 保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）による申告書
- (4) 法人・個人事業税納税証明書

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、第2項及び前項に規定する書類を提出することができない場合又は当該書類により年間売上高を証明することができない場合は、区長の求めに応じ、決算書、売上台帳等の書類を提出するものとする。

（支援金の交付決定及び確定）

第6条 区長は、前条の申請書等の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、支援金の交付及び確定の可否の決定を行い、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定及び確定通知書（様式第3号）又は足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2 前条第1項の区長が指定した日までに提出書類を提出しなかった者又は申請書類の不備を是正しなかった者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

3 区長は、第1項の交付決定及び確定に際し、条件を付すことができる。

4 区長は、審査に当たり、必要と認める場合は、現地調査を行うことができる。

（支援金の支払）

第7条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定をした場合は、申請者に対し、支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定及び確定の内容、これに付した条件その他法令又は支援金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 第3条に定める要件に該当しないことが判明したとき。

2 区長は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定及び確定取消通知書（様式第5号）により通知する。

(支援金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付決定を受けた者に支援金が交付されているときは、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金返還請求通知書（様式第6号）により、期限を定めて返還させる。

2 区長は、前項の返還金が納付されない場合は、延滞金を付して納付させるものとする。

3 前項に定める延滞金の利息は、財務省告示による遅延利息の割合を適用する。

(検査)

第10条 支援金の交付を受けた者は、区長が支援事業の運営、経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則（4足産産発第1861号 令和4年11月25日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（5足産産発第2028号 令和5年11月10日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（5足産産発第2286号 令和5年11月30日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（7足産産発第598号 令和7年5月30日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第4条関係）

交付要件 (年間売上高)	支援金額 (1事業者あたり)
1,000万円未満	50,000円
1,000万円～3,000万円未満	100,000円
3,000万円～1億5,000万円未満	200,000円
1億5,000万円～	400,000円